



香北町コーポ太郎丸

吉村財政課長

A 全国的に条例改正や警察との連携により暴力団員を公営住宅から排除する動きが広まっている。本市では制度的にまだ対応できていないが、先進市町村や県の例を参考に、公営住宅から暴力団を排除するためのシステムづくりをしていきたい。

コーポ太郎丸の管理については、高知県住宅供給公社が行っているが、家賃については、市に一度入金したうえで、本市の補助金を合わせて同公社に納入している。

市の持ち出しとの割合を変更して入居者の家賃を変更するとすると、香北町時代に家賃を決めた経緯・趣旨等も踏まえ、県・公社からの入居者に対する説明が行われなければならない。県内同種住宅との均衡もあり、慎重な対応が必要とされる。

道路管理と河川への影響について

片岡守春議員

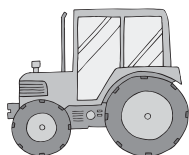
Q 本市東川地区にある、県道新改停車場線は七月十六日から全面通行止めとなつている。県の説明では「崩落地の地主が一定の擁壁工事を完了させた時点で通行止めを解除する。大雨等の場合には危険回避のため再び通行止めとする」とのことだが、地域住民の安全確保および生活道確保のため本市の対応と見通しを問う。このままでは崩壊した土砂が台風時に河川に流出する場合の土石流等の災害への対策を問う。

中井建設都計課長

A 本年七月十五日、土佐山田町東川の県道・新改停車場線上に民間の開発地から土砂

が崩落し、道路をふさいだ。現地では県・土木事務所職員および開発者と協議して、県道から上の危険土砂等の除去に併せて道から下へ落ちたコンクリートや土砂も取り除くように伝え、重機で取り除く返事をもらった。

土砂の取り除きは上からしないとできないので、時間は掛かるが、県道下には赤線や河川もあるのでは、その復元・土砂の取り除きについても要求している。土石流などの災害が起こらないよう、安全確保のためにも早急な土砂等の撤去を再度要請する。



県道新改停車場線の現場

子どもの水の事故防止対策



大石綾子議員

Q 子どもを水の事故から守る本市の体制を問う。

- ① ため池、河川等の危険個所の把握とその現状と防止策を問う。防止策として、場所を示すマップの配布や各種団体や地域での目配りも必要と思うがどうか。
- ② 夏休みにおける各学校のプールの利用状況、監視員の身分、専門性など、監視体制に

ついて問う。
 ③ 教育委員会は、幼児施設や学校への通達はどのように行われているのか。

原教育長

A ① 農業用ため池は各水利組合により管理されている。点検結果は池管理者に通知し、安全管理の指導を行っている。危険個所の把握が十分できていない学校もあり、指導していく。

山田堰井筋土地改良区から河川の遊泳禁止個所の連絡を受け、学校へ通知している。

安全マップを作成している学校は少ないので、取り組み、周知を図るようにする。

② 改築中の大宮小学校を除く全小学校が、夏休み中のプールを開放した。利用状況は学校により異なる。一日平均二〇%から六二%の児童が利用している。

る。監視員は、心肺蘇生講習済みの保護者にお願ひし、教員も随時見回って気を付けていた。
 ③ 園長会や校長会で安全管理の徹底を図り、子どもたちには直接指導し、家庭や地域へは文書等でお願ひした。

未婚化、晩婚化、「こうち出会いのきっかけ応援事業」を

大石綾子議員

Q 未婚化・晩婚化はすべての活気に影響を与える問題である。本市の現況を問うとともに見解を問う。

県には、少子化の要因である未婚化・晩婚化への対策のため「こうち出会いのきっかけ応援事業」があり、市町村の活動を支援している。出会い事業については、過去三町村は努力をしてきた経緯があるが、合併を機に認識を新たにし、この事業を行ってはどうか。

濱田企画課長

A この事業は、少子化対策の新たな取り組みとして、独身男女の出会いの機会となるイベントなどの出会いの場を創出する事業に対し、一事業あたり三十万円を上限とした補助制度で、県こども課が所管し、本年度から事

業化された。対象団体は市町村だけでなく、民間の非営利団体も応募資格を有すると規定されている。
 来年度に向けては、市庁内外への情報発信のあり方なども含めて検討したい。



敬老会開催の問題点を問う

織田秀幸議員



者のみの支給はなぜか。参加できない人たちへの配慮はあるのか。
 ② 自治会は大小多くある、共同開催も可となっているが世帯の見直しを含め、開催していない自治会に対し理由を聞いていくか問う。

法光院福祉事務所長

Q 今日の豊かな生活を享受できるのは戦中、戦後の混乱期を乗り越え、高度成長期を働き抜いてきた方たちである。地域のため、更には国家のため尽力された方々に、敬意と祝意を表す習慣は素晴らしい。合併前、土佐山田町は地区公民館主催で行われていた。合併後はそれぞれ各自治会で開催しているが以下の点について問う。
 ① 千五百円の受給対象者は七十五歳以上の全市民で、敬老会参加

A ① 補助対象は、自治会。七十五歳以上の出席高齢者は、補助金の積算基礎である。自治会において、補助金総額の中で出席できない高齢者等も含めて地域の敬老会にふさわしい工夫と配慮をお願ひした。
 ② 対象者が多くて適当な会場がないため断念した例は承知している。開催しない自治会の理由は聞いていない。自治会から開催に

ついで相談や提案があれば補助事業の目的、趣旨によく照らして検討する。

これでいいのか片地川

織田秀幸議員

Q 片地川は平成十年九月の豪雨災害後に、四カ所の堰ができた。立派な可動堰だが、魚道はせき止められ、ホタル橋周辺は葎や雑草に覆われ、川底が見えない状態である。川に生息する生き物の生態系を壊しかねない。この川は県土木河川課が管理しているが、土地改良区や、地域住民の理解と協力も不可欠だ。昔のように子どもが遊び、自然とのふれあいのなかで多くのことを学び取ることで、片地川を取り戻したいと思うが、改善に向け市の見解を問う。

中井建設都計課長

A 片地川は高知県中央土木事務所が維持管理に当たっているが、河川や道路の管理は土木事務所だけでは維持管理が困難になってきている。このため、近隣住民や関係者との協働を進めている。県では、住民の方々やリバーボランティア

に登録していただき、事業計画を立て、土木事務所と作業を行っている。今年は、穴内川で実施するよう計画している。また、その他多くの河川でも実施しているようなので、高知中央土木事務所に相談してもらいたい。経過と結果が良好で、市内全域の河川に波及すれば非常に良いことだと考えている。



片地川（土佐山田町）

滞納に陥らない、滞納を放置しない取り組みは



山崎龍太郎議員

後藤収納管理課長

を求める。また分割納付履行中の市民に対する延滞金免除の可能性について。

Q 収入が増加していないのに課税所得が上昇している現実と、併せて定率減税の廃止、個人住民税の一〇％フラット化等により税額が跳ね上がり市民生活を圧迫している。

滞納に陥らない手立と市民の立場での早期の対応について問う。

- ① 訪問による納税指導の実態と、解決に向けての家族への協力依頼はなされているか。
② 納税者の権利としての納税の猶予や延滞金の免除について見解

A ① 現在、昼間の納税指導は継続して行っている。家族、身内の協力で滞納が解消されることは良いことと思うが、税は個人情報であり市側から協力を依頼はしていない。

- ② 地方税法第一五条に規定する納税猶予等は、個々の事案を検討して法の範囲で対応すべきである。それ以外の分割納付中の延滞金については、税負担の公平の原則から免除は考えていない。

小規模工事等契約希望者登録制度の充実を

山崎龍太郎議員

Q 小規模工事等契約希望者登録制度と随意契約には扱いに差がありすぎる。次の点を問う。

- ① 契約別の発注実績は。
② 「小規模」の登録状況と各課への周知方法は。
③ 「小規模」の厳しい申請要件に対し、随意契約には滞納についての規定がない。公平の原則に反するが。
④ 「小規模」の申請の簡素化、限度額、対象業種の拡大についての見解を求める。
⑤ 入札が妥当と見受けられる随意契約も存在すると思うが見解を聞く。併せて監査等の指摘の有無について。

吉村財政課長

A ① 小規模工事等請負契約の発注件数は、十八年度七件、十九年度今現在十三件、随意契約は、同三十三件、二十四件となっている。

② 小規模工事等登録者数は現在二十七業者。各課への周知は市内LANで行っている。

③ 小規模制度創設に当たり、登録業者には税金や使用料等の滞納があるべきではないとの考えをとった。一般

の随意契約には、特に義務付けていないが、検討する必要がある。

④ 登録申請書類は、必要最小限にしている。限度額は、制度開始後間もないので現状でいく。対象業種は、必要性を勘案し順次増やしてきている。

⑤ 金額が随意契約規定を超える場合でも、地方自治法施行令で示す条項に該当する場合、随意契約で行う場合がある。監査等の指摘は特にならない。



工事の様子

来年4月から始まる「後期高齢者医療制度」について



久保信彦議員

Q 来年四月から、七十五歳以上の高齢者を対象とした新しい医療保険「後期高齢者医療制度」が発足することになり、生活保護受給者以外の七十五歳以上の高齢者は、国保や健康保険から脱退となる。後期高齢者医療制度の保険料額は、全国平均六千二百円と推定されているが、高知県の場合は七千四百円といわれている。

一方、年金受給額が一万五千円未満の人は、普通徴収となる。

この方々は、保険料を納めにくくなってはならない。滞納になると短期保険証の発行や保険証を取り上げられ資格証の発行となる。

社会保障の後退などにより、高齢者の生活は極めて厳しい状態に追い込まれている。

① 本制度に対する認識と見解を問う。

② 本制度の対象人数は何人か。あわせて、滞納者には短期者証や資格証の発行を行うのか。

岡本保険課長

A 本制度について、高齢世代と現役世代の負担を明確化し、分かりやすい制度とすることが必要とのことから、医療給付を行う独立の医療制度を創設す



土佐山田町伏原地区敬老会

ることにより、財政運営の責任主体を明確化したものである。高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担の明確化・公平化が図られるとのことから創設されたもので、高齢化の進行に伴い、医療費の増大が見込まれることから、なんらかの制度の創設が必要だと考

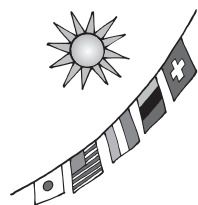
える。今回の制度創設は適正なものと考えて。本市での本制度の対象人数は、約五千六百人前後になる。

入札の透明性を期するため広報に掲載せよ

久保信彦議員

滞納者に対しては法律どおり、国保と同じように、短期証や資格証の発行を行う予定である。

Q 過疎対策事業、辺地対策、災害復旧、住宅整備等の事業を住民への情報公開と、入札の透明性を期するた



吉村財政課長

A 入札結果については、市役所（財政課）で公表しているのですが、直接見に来られるか、電話等で問い合わせさせていただければ知ることができるといいます。

入札結果の市広報への掲載については現在行っていないが、今後検討することとした。

め、市が発注し、落札した事業の事業名・落札業者・落札金額を市の広報に掲載したかどうか。

このことは、庁舎研修に行った愛媛県東温市では広報に載せているが対応を問う。

消防救急隊員の責務と心構え



矢野公昭議員

Q 八月三十一日の高知新聞に、奈良県の妊婦が、医療機関の受け入れ拒否により、救急車内で死産との記事があった。これによると医師不足もさることながら救急隊員の不手際を前面に出している。確かに記事の内容がすべて正確であれば、隊員の不手際と捉えることもできる。しかし、いくら救急救命の教育を受けているとはいえ、医師でもない隊員が、一分一秒を争う患者なのか否かを、即座に判断し人間の生と死にどこまでかわるこ

とができるのか、また責務があるのか。応急処置も含め、患者と接し搬送する場合の隊員の心構えと、その研修、教育課程を問う。そしてこの不幸な出来事は、救急搬送患者イコール、緊急患者ではないとの認識が、医療機関側にあることは、記事内での隊員と、医療機関とのやりとりを見ても明らかである。それに鑑み、本市での年



本市が所有する救急車

間約千五百回の救急出動のうち、緊急を要しない（軽症）と思われる患者数を問う。また、本市では隊員五十七名のうち救命士十四名、救急車は予備も含め三台、これに年間出動回数、医療機関との連携も兼ね合わせ、特に市民の安心という側面からも本市の救急体制をどのように把握しているのかを問う。

竹村消防長

A 消防職員は採用後、消防学校で初任教育を

受ける。ここで実務教育として五十時間、卒業後再び入校し、救急科で二百五十時間の専科教育を受け、初めて救急業務に携わることができる。日ごろの訓練や病院実習等で救急活動に必要な知識・技術等を習得している。救急患者を診て、緊急を要しないと判断することは困難である。一見緊急度が低いように感じられても、搬送中に急変することもあり、迅速に病状に適した医療機関に搬送し、医師に委ねることが傷病者にとって最善であると考えている。

平成十八年の出動件数は、千五百十六件。医療機関との連携等救急体制は、病院実習等を通じて医師や医療機関のスタッフと顔の見える信頼関係を構築し、円滑な救急活動が行えるよう努めている。

議会を傍聴してみませんか

議会には定例会と臨時会があります。
次の定例会は12月の予定です。

どうなる？療養病床の削減問題



大岸真弓議員

Q 政府は昨年六月に「医療改革関連法」を成立させ、高齢者の医療窓口負担増や、年金からの国保料の天引きなどと共に、療養病床を六割削減することを決めた。「介護型」のベッドは全廃だ。療養病床の最も多い本県にとって他施設への移行の問題や、医療区分による診療報酬の切り下げは、患者ばかりでなく医療機関にも多大な影響を及ぼしている。医療が「社会保障」の名から遠ざかっている

と感じる。

次の点を問う。

- ① 療養病床の削減が市と市民に与える影響と市の果たす役割は。
- ② 対策本部を設置したとのことだが、人員数、構成メンバー、事務内容について問う。
- ③ 本市の病院の療養



大柘診療所（物部町）

病床それぞれに医療区分を把握し、移行先について検討しているか。
④ 県との連携をどのように行っていくか。
⑤ 患者や医療機関の一体的な相談窓口が必要では。

岡本保険課長

A ① 基本的には医療機関の経営方針によるものと考ええる。介護給付に影響を受けるも

のは、次期の介護保険事業計画策定時に検討する必要がある、医療費については、結果としての増減により国保税に影響してくると思われる。
② 対策本部は、市長を本部長に、副本部長は副市長と教育長、対策本部員は香北・物部支所長・総務・財政・企画・健康づくり推進・生涯学習・保険の各課長・福祉事務所長の合計十二名。特定健診・介護予防を検討する部会と療養病床問題を検討する部会を設置した。
③ 県の調査で、医療区分別利用者数など把握できている。療養病床の転換意向はほとんどが未定である。
④ 県とは連携し、情報を共有しながら進めていかなければならないと考えている。
⑤ 患者の相談窓口は地域包括支援センターが行う。医療機関との協議は今後実施していきたいと考えている。

障害者の軽自動車税の減免と申請について

大岸真弓議員

Q 障害者の軽自動車税の減免が、本人が運転できない場合、適用が原則三級以上とされているのはなぜか。軽自動車税は、市町村の裁量だ。個々の実情に応じ柔軟な対応をすべきでないか。
また、軽自動車税の減免申請を各支所でも取り扱いきれないか問う。

高橋税務課長

A 障害者の方の軽自動車税の減免については、「香美市軽自動車税の身体障害者等に対する減免取扱規程」により、障害の区分、級別により適用している。この区分、級別については、均衡を考慮し、高知県の自動車税の減免と同じ範囲で適用している。
この減免申請については、各支所で申請受付をする方向で協議する。



大切な移動手段です

人権尊重の地域づくりの推進を



山岡義一議員

り質問する。

Q 第一次香美市振興計画で人権尊重の地域づくりの推進を位置づけている。過日、人権のまちづくり審議会が開催されたが、当日の資料に人権行政の理念と指針の記載がなかった。委員から「初めての会であるのに、市の四役の出席が誰もない」との意見が出た。本市の人権行政には、心がたらないと思う。先人たちが築いてきた、人権尊重のまちづくりの、すばらしい歴史がある。以下のとお

香美市人権対策推進本部設置規則の所掌事務に(1)香美市人権施策の推進に関する事と。(2)人権侵害に関する事と。第三条に、本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる、本部員は職員の中から、市長が任命するとある、このことを幹部職員は承知しているか。本部員の任命は行っているか。

甲藤ふれあい交流センター所長

A 人権のまちづくり審議会の第一回の開催にあたり、事務局の不手際で市長への出席依頼ができておらず、失礼をしたことをお詫びする。

本市において、あらゆる人権が尊重される



物部町の建設予定地

地域密着型特別養護老人ホームの建設は

山岡義一議員

社会づくりを推進するために、香美市人権対策推進本部を設置することになっている。過日の課長会で、副市長からこの本部会についての、所掌事務、組織等の説明があり、また、早急の開催について話があったので、職員には認識できていると考える。現在は、本部委員の任命はできていないが、早急に行い推進本部会の早い開催を考えている。

Q 地域密着型サービス整備事業として、物部町に建設計画がある特別養護老人ホームの八月着工が遅れている。建設そのものが中止になりはしないかと心配される。これは、建築基準法の改正により建築基準が厳しくな

り、そのプログラムソフトが普及していないことによる遅れである。県への陳情を市長自ら行ってはどうか聞く。

門脇市長

A 物部町に建設予定の地域密着型特別養護老人ホームの建設が質

支所機能の充実を



竹平豊久議員

Q 平成十九年度も上半期の経過を迎えた今、上半期のこれまでの実績状況の進捗度合いと、掲げた目標の到達度に対する認識を問う。また、現行の組織機構は

問のような理由により遅れており、大変申し訳なく思っている。県高齢者福祉課を通じて厚生労働省、財務省に折衝をしている。本事業が十八年度の繰越事業であり、厳しい状況であるが、施設の重要性を考え今後も国に対して要請をしていく。

本所、二支所、一出張所体制で業務を遂行している中で、地域の出先機関として、住民と直接向き合って業務を行っている支所の裁量範囲は限定されており、必ずしも迅速対応がなされていない。そこで、支所の裁量で決裁できる独自の予算制度枠を設定することで、応答の迅速化が図られ、支所の役割や機能の充実につながるものと考え



物部支所事務管理課

るものだが、その所見を問う。

門脇市長

A 当初予算算成立後、予算執行方針を定め、その中で事業効果が最大限に適切な時期に表れるよう事業別の執行計画を作成、執行状況の進行管理に努めている。限られた財源のもとに積極的な予算編成を行い防災対策基盤整備など諸施策に取り組んでいるが、上半期の進捗状況の把握は十月末であり現在未調整で

ある。

組織運営にかかわる支所機能及び権限については合併協議過程において事務担当者レベルで議論され、取り決められた形態やルールにより運営されているが、現実的理想を超えるた状況が生じた際には実務的に機能させるためケースごとに変更している場合もある。合併後一定の期間を経過した段階で円滑な行政運営を行うために本所・支所における組織・権限について改善をしていく必要がある。

教育ビジョンについて

竹平豊久議員

Q 香美市教育委員会の当面の課題として、市内二高校の1校、大栃高校は本年度より募集停止となり、進学希望生徒の選択肢が狭まった中、統合先となる山田高校の位置付け、及び進学希望生徒の進学率確保が重要となる。その点について、県教委及び山田高校に対して教育的配慮や、申し入れを行ってきたのか。また、統合という状況下で、今後示さなければならぬ教育ビジョン、学校運営方針はどのように考えているのか問う。

原教育長

A 県教委の示している未来につなげる十年の方策のもと、「香美

市の教育」にまとめた方策で教育行政を推進している。

中学校に対しては、文武両道を基本として生徒の実態把握、授業改善、組織として機能する学校づくりに努めるように指導している。県教委に対しては、昨年度市長から大栃高校の存続を要請し、不可能なら山田高校の体制を強化するよう自分も同行し要望した。地域の方も同様の要望をしている。山田高校の校長とも話し合ってきた。

中学校を卒業する生徒一人ひとりには、夢を抱き、自らの道をしつかり歩むことを願っている。そのためには、中学校は授業改善、生徒指導、進路指導に励まねばならない。地教委としては、大栃、山田両高校と連携を図り県教委へ要望していく。

市有林の今後の施業計画について

石川彰宏議員



Q 市議会として一部ではあるが、初めて市有林の視察を行い、本市には大きな財産があることが分かった。行政としては水源涵養や自然を守るため、また全世界的に言われているCO₂削減のためにも施業計画を立てることが大事と思うが、財政課・林政課としての対策を問う。また、直営林でふるさとの森四〇〇を皆伐しているが、今後どのような計画になっているか問う。

吉村財政課長

A 本市について市有林の長期利用計画は策定されていないが、市有林は水源涵養やCO₂削減、自然保護、また、木の伐採による市の収入源としての役割等が考えられる。このような観点の上で、市有林の長期利用計画を立てることの必要性も考えなければならぬ。ふるさとの森の伐採後の計画は、林政課と相談して良い方法を考えていく。

蕪生米の販売促進

石川彰宏議員

Q 旧香北町の蕪生米は食味がよく消費者には人気があったが、米価が毎年毎年下がる一方、また転作をしなくてはならなくなり、農家としては減反を余儀なくされ、蕪生米がすたろうとしている。また農地が荒廃し災害を



蕪生米の収穫（香北町谷相地区）

招くようにもなっている。年老いた方でも、米作りだけではできると言われる方が大勢おいでになる。山では、農業の後継者はいなく、園芸物ではできず、稲作だけが現金収入である。米作りだけではできると言う方々に作って頂き蕪生米という地域の米を農家・JA・行政が一体となって今一度売り出してみてもどうかと思うが考えを問う。

宮地農政課長

A 振興計画の中で、特産物のブランド維持向上を基本方向とし地域特色に基づき競争力のある作物作りを図るとしている。また、水田農業ビジョンにおいても中山間の、香北地域は米と野菜の複合経営で「売れる米作り」「野菜の産地化」を中心課題としている。ビジョン策定の中、生産調整との連動により困難さはあるが、集落営農や地域での合意形成のある米作りについては効果ある提案をした。安心で安全な高品質・良質米の安定生産を基本としたブランド化・高付加価値を目指し、併せて流通販売の面で消費拡大を含めた宣伝活動や有利販売のある流通市場を模索する必要がある、生産者・JA・行政関係機関が連携し取り組んでいきたい。

林政について



黒岩徹議員

Q 作業道整備について、その道幅と今後の整備計画を問う。

小松林政課長

A 作業道整備については、国・県の施策及び計画に基づき市も整備を進めている。作業道は、林道を補完するものであり、森の工場等団地内の林内路網及び間伐等継続的な施策が必要な森林など緊急性が高く、条件整備が整った路線から優先的に整備する。

幅員は、地形条件や高性能機械等の走行性も考慮し、今後も大半は、補助対象となる標準規格の幅員三辺の計画である。

行政運営について

黒岩徹議員

Q 市内各戸への高速通信網整備に、どのように取り組むか問う。

濱田企画課長

A 全国各地で、インターネットが高速で利用できるようにと、光ファイバーやケーブルテレビなどによる高速通信網の整備が進められているが、本市のように広い山間地で、か

つ住宅が点在している地域では民間資本による整備が、費用対効果の面からなかなか進めてもらえないというのが実情である。通信網の整備は地域間格差を埋める有効な手立てであると考えますが、しかし「地域情報通信基盤整備事業」などにより整備するとなると、交付金事業等による一定の補助制度はあるが、市独自に多額の経費を要することになる。

そのため、市独自での整備は困難であることから、今後も通信事業者に整備を求めている。

